

第1章 プランの策定に当たって

- 1 プラン策定の趣旨
- 2 プランの位置付け
- 3 プランの期間

1 プラン策定の趣旨

国は、平成17年（2005年）6月に「食育基本法」を制定し、平成18年（2006年）3月には同法に基づく「食育推進基本計画」を策定しました。平成28年（2016年）3月には「第3次食育推進基本計画」を策定し、「実践の環を広げよう」をコンセプトに、子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じた食育の取組を推進しています。

また、神奈川県では、平成30年（2018年）3月に「第3次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン2018）」を策定しています。

本市では、『食で育む 元気な はだの』を目指し、平成24年（2012年）11月に「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」を策定しました。市民一人ひとりが、生涯にわたり健康な食生活を送るため、食について学び、主体的に家庭における食育を実践することの大切さを理解するとともに、家庭、地域、学校、企業、行政等、様々な関係機関が連携しながら食育の推進に取り組んできました。これまでの取組を通して、食育への関心は少しずつ高まっていますが、目標の達成には結びついていない状況があり、継続した働きかけを行っていくことが重要です。

前プランの成果指標に基づいた進捗状況、国及び神奈川県の動向、本市の特徴を十分に踏まえ、市民一人ひとりが主役となってさらに食育を推進するため、「第3次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」（以下「プラン」）を策定するものです。

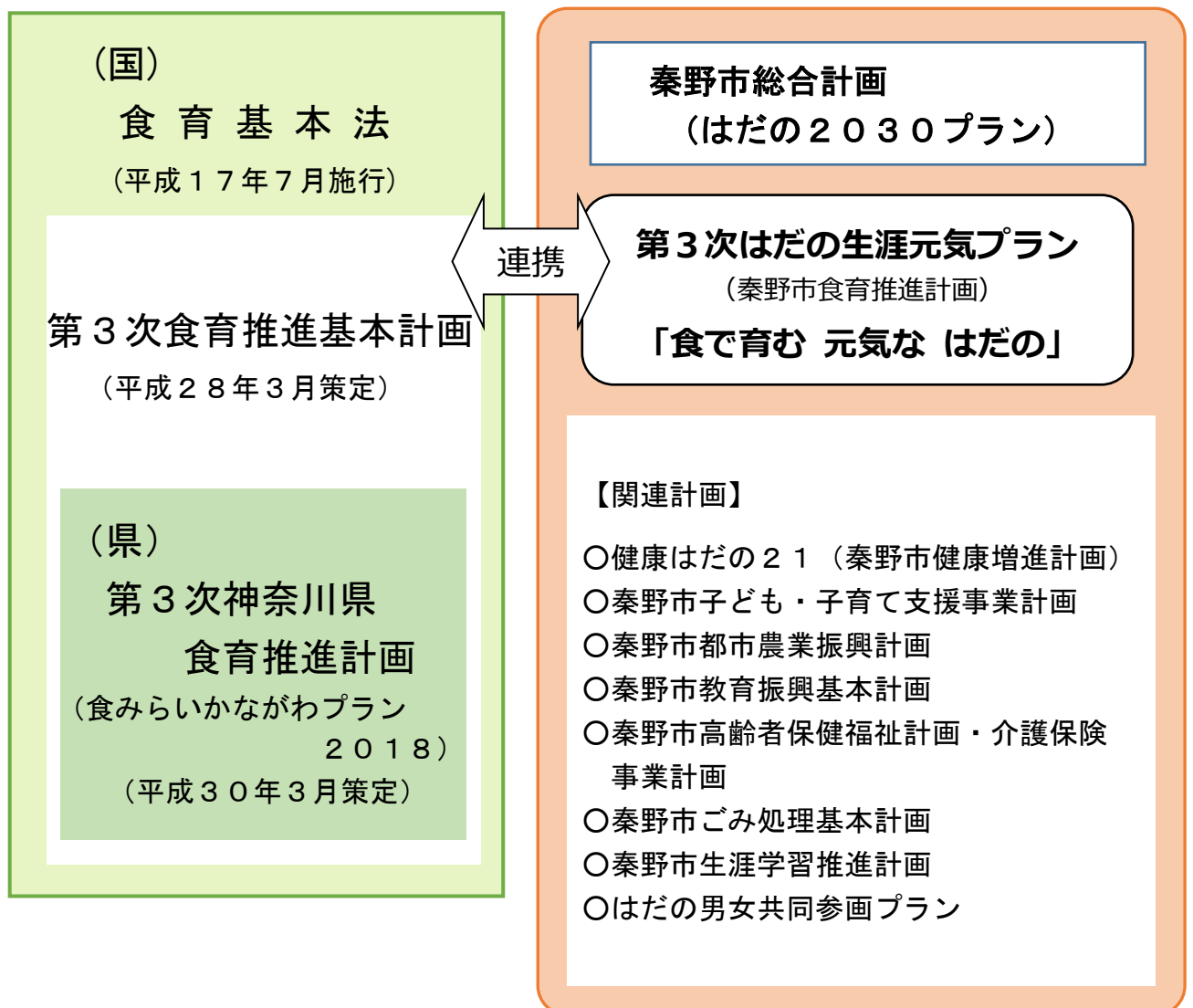
「食育」とは

- ・生きる上での基本であって、「知育」「徳育」「体育」の基礎となるべきもの。
- ・さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

（「食育基本法（前文）」より）

2 プランの位置付け

- このプランは、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、今後進めていく食育施策の方向性や目標を定め、市民が主体的に取り組むための指針です。
- このプランは、秦野市総合計画の個別計画であり、関連する他計画と連携し、整合性を持ちながら推進します。
- このプランは、市民（家庭）、学校等（幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校）、企業、地域の関係機関や団体（医師会、歯科医師会、JAや食育関係団体、行政等）との協働により、あらゆる機会や場所において食育を推進する指針です。



3 プランの期間

期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、プランの達成状況や社会環境の変化などにより、必要になった場合は、適宜内容の見直しを行います。

《SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進》

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための国際目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを基本理念に掲げています。

本プランに掲げる各事業を推進するに当たっては、市民や関係団体等と連携しSDGsの視点を踏まえて取り組んでいきます。

SDGsの17の目標は次のとおりです。

